

12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

① 地域福祉の推進

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化等によって、人間関係の希薄化や地域における支え合いの機能が低下しており、子どもから高齢者、障がい者、低所得者等を含むすべての市民が、住みなれた地域で、安心して安全に暮らし続けられるまちづくりが求められています。
- 包括的なケア体制の構築やボランティア活動の促進など、地域全体で市民が相互に支え合い、助け合う福祉社会の実現に向けた取り組みの充実が求められています。

施策の展開

地域福祉ネットワークの構築と連携

- 民生・児童委員、自治会、社会福祉協議会、地域団体、NPO法人、事業者などと連携し、その役割と特色を活かして、高齢者、障がい者、児童それぞれの支援ネットワークの構築と強化を図ります。
- 要支援者に対して適切な支援を提供するため、それぞれの支援ネットワークが相互に連携し、要援護者の状態に応じて複数のサービスを提供する取り組みを進めます。
- 要支援者及びその家族への個別支援など社会福祉協議会が行うケアネット型事業や高岡あつまり福祉ネット※¹等と連携し、地域住民が参加する地域福祉を推進します。

福祉のまちづくりの推進

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性を踏まえ、行政や関係機関が連携して、制度や事業の普及・啓発を推進します。
- 福祉のまちづくり条例に基づき、生活・都市施設※²のバリアフリー化を推進します。
- 災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

※¹

市民にとって身近で日常生活上の活動範囲である小学校区を圏域として、地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、地域包括支援センター、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉活動員、高齢福祉推進員等が、それぞれの役割と地域の特色を活かしながら連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークを構築すること。

※²

病院、学校、劇場など不特定かつ多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設。

ボランティア活動の充実

○ボランティアの養成・研修やボランティアグループの活動支援など活動基盤の形成や活動機会の充実を図り、市民のボランティア活動への参加を促進します。

低所得者の福祉の充実

○関係機関などと連携をとりながら、生活の困窮者に対し就労や住宅確保のための支援を行うとともに、生活の安定と自立の助長を図ります。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
福祉ボランティア参加人数	11,396 人/年	12,000 人/年

主な事業	
地域福祉ネットワークの構築と連携	・高岡型地域ネットワークづくりの推進
福祉のまちづくりの推進	・福祉のまちづくりの推進に関する施策の調査等
ボランティア活動の充実	・福祉ボランティア活動の支援
低所得者の福祉の充実	・低所得者に対する一時支援

12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

② 障がい者(児)福祉・自立支援対策の充実

現状と課題

- 高岡市の障がい者(児)数が増加傾向にある中で、核家族化や高齢化の進行によって、障がい者(児)に対する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、障がい者の自立及び社会参加のための体制整備が求められています。
- 障がい者の権利擁護を推進するとともに、障がい者が自らの意思で望む生き方を実現し、地域で安心して生活するために地域生活支援の拠点整備や障がい福祉サービスの充実、相談支援の充実が必要です。

施策の展開

障がい者(児)自立支援・地域生活支援

- 障がいのある人もない人も、共に暮し、共に働く共生社会を目指します。
- 発達に支援を要する子どもに対し、乳幼児からの保健相談や診療体制を充実させ、きずな子ども発達支援センター・幼稚園・保育園・学校等と適切な支援を切れ目なく行うことで、早期の療育体制を整備し、関係機関の連携を強化します。
- 障がい者相談支援事業所と障がい者福祉サービス利用計画を作成する特定相談支援事業所が連携を図り、相談支援の充実に努め、緊急時の受入れや対応を検討し、グループホームや地域生活支援の拠点整備を進めます。
- 障がい者の雇用や就労の促進のため障害者優先調達推進法^{※1}の活用を図り、特別支援学校卒業生の円滑な就労の促進に努めます。
- 福祉避難所の設置、活用により災害に備えた障がい者の防災支援体制を整備します。
- 障がい者の権利や尊厳を脅かされないことがないよう、差別解消に対する取り組みとして、合理的配慮^{※2}を図り虐待防止の正しい理解と環境づくりに努めます。

※1

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年4月1日より施行された。

※2

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担が重くなりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの制限や制約となっているもの(障壁)を取り除くことについて、必要な配慮を行うこと。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
障がい者相談支援センター相談件数	10,855 件/年	11,000 件/年
年間新規就労者数	34 人/年	50 人/年

主な事業	
障がい者（児）自立支援・地域生活支援	・障がい者の自立支援サービスの提供（介護・訓練、更生医療、補装具、育成医療給付等） ・地域生活支援、権利擁護 ・障がい児通所等支援 ・子どもの発達支援（施設支援、相談、療育、人材育成等）

12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

③ 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 急速な高齢化の進行によって、認知症や寝たきり等の要介護者が増加している中、介護保険制度の継続的、安定的な運営を行うとともに、介護予防の充実が求められています。
- 市民、事業者、行政が連携し、地域の人々がお互いに協力し支え合いながら、高齢者が住み慣れたまちで、安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要となっています。

施策の展開

地域包括ケアシステムの構築

- 要援護高齢者やひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で互いに支え合い共につくるやさしいまちづくりを進めます。このため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、地域包括支援センターを拠点とする高岡型の地域包括ケアシステム（あつまりライフ支援システム）の構築を進めます。
- 認知症になっても尊厳をもって、安心して生活できるよう、若年性認知症も含め、早期から相談対応や適切な診断、また認知症について正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を地域ごとに包括的・継続的に実施する体制づくりを推進します。

介護保険事業の推進

- 介護が必要になっても、適切な支援や介護サービスが受けられるよう、居宅サービスや施設サービス等の介護サービス基盤の充実を図ります。特に介護保険制度では、住み慣れた地域でその人らしい生活を送るという在宅重視の考え方が基本となっていることから、それぞれの日常生活圏域内で必要な介護サービスを受けられる地域密着型サービスの整備を重点的に進めます。
- 介護保険制度を持続可能なものとしていくため、介護認定の精度をより向上させるとともに、介護サービスのより適切な実施と質の向上にむけての取り組みを推進します。

高齢者の健康と生きがい対策

- 高齢者が地域社会のなかで、自らの経験と知識を活かし、地域の一員であるという誇りを持って積極的に役割を果たしていける生涯学習の機会の拡充や高齢者の就労促進を図ります。
- 高齢者自身の趣味やサークル活動のみならず、社会的に必要とされる仕事やボランティア活動、地域福祉活動を通じて、高齢者の活動がさらに広がり社会とのつながりを保つことができるよう、生涯学習の場ややりがいを持って活動できる場の機会の提供、地域福祉活動のきっかけづくりなどの環境整備を図ります。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
認知症サポーター養成数	12,039 人	20,000 人
徘徊 SOS ダイヤルシステム登録者数	117 人	250 人
介護予防日常生活総合事業※ ¹ における住民主体の通いの場の立ち上げ数と一般介護予防事業の参加者数	20 か所／ 62,500 人	50 か所／ 70,000 人

主な事業	
地域包括ケアシステムの構築	・ 地域包括支援センター事業 ・ 多職種による支援ネットワークの構築 ・ 在宅医療と介護の連携体制の強化 ・ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ・ 自立した生活の継続支援
介護保険事業の推進	・ ひとり暮らし高齢者世帯等への支援 ・ 徘徊高齢者家族支援 ・ 成年後見制度利用支援
高齢者の健康と生きがい対策	・ 老人クラブ活動支援 ・ 介護予防事業

※1
多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、総合的に提供する事業のこと。

13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる

① 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

- 核家族化やライフスタイルの多様化等、親と子を取り巻く環境が大きく変化していることから、子育てに戸惑いや不安を持つ家族が見受けられます。安心して妊娠、出産、育児ができるよう親と子の健康を確保する環境づくりが必要となっています。
- 市民の健康寿命は、延伸傾向にありますが、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の増加が問題となっており、生活習慣の見直しや環境の改善により疾病を予防し、健康増進を図るなどの一次予防に取り組むとともに、市民一人一人の健康づくりを地域ぐるみで進める必要があります。
- 青壮年期に朝食の欠食や野菜の摂取不足、運動不足等の課題がみられ、子どもの頃からの健康づくりを推進するとともに、子育て期の親や働く世代へ健康的な生活習慣について、積極的に普及・啓発していく必要があります。
- 感染症や災害等による生命、健康への脅威が懸念されており、これらの健康危機から市民の安全を確保する必要があります。

施策の展開

生涯を通じた健康づくりの推進

- 「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を基本目標とし、ライフステージ別に生涯を通じて健康な生活習慣づくりに取り組みます。
- 乳幼児期から高齢期まで、各種健康診査の実施により疾病等の早期発見・早期治療に努めます。また、健康相談、健康教室、訪問指導等の機会を通して、市民一人一人が主体的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組めるよう、適切な健康情報の提供や保健指導を実施し、疾病の予防や健康の保持増進に努めます。
- がんに関する正しい知識の普及とがん検診の受診啓発を図るとともに、精密検査が必要な人の受診勧奨に努めます。
- 安心して妊娠、出産、育児ができるよう妊産婦や乳幼児の家庭訪問等を行い、育児不安などをもつ家庭の支援に努め、親と子の心と身体の健康の保持増進を図ります。

○乳幼児のむし歯や成人の歯周疾患の予防等の口腔衛生の普及啓発に努めます。

こころの健康づくりの推進

○こころの健康について正しい知識の普及を図るとともに、悩みを抱えた人に対する相談や適切な指導及び支援を行うことにより、精神保健福祉の向上を図ります。

地域ぐるみの健康づくりの推進

○地域の健康づくり推進団体の活動を支援するとともに、家庭、企業、学校など関係団体と連携し、地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進します。

○特に若い世代へ健康づくりについて関心を持ってもらうために、健康づくり推進員等が地域の保育園や学校行事に出向き、保護者へ健康づくりの啓発に努めます。

食育の推進

○正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び心身の健全育成を図るため、妊娠期・乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた食に関する情報の提供や学習機会の提供に努めます。

○郷土料理を中心とした伝統的な食文化を取り入れ、その大切さを若い世代に引き継げるよう、伝承を図ります。

健康危機への対策

○感染症の流行を未然に防ぐための予防接種や感染症に対する正しい知識の普及や注意喚起、啓発活動等を行います。感染症や災害による健康危機発生時には国・県及び関係機関と連携して対策に取り組みます。また、新感染症や災害に備えます。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
健康寿命	男 78.03 歳 (H26)	男 79.00 歳 (H32)
	女 83.55 歳 (H26)	女 84.00 歳 (H32)
国民健康保険特定健康診査受診者における高血糖有所見者の割合	77.6%	71.6%

主な事業	
生涯を通じた健康づくりの推進	・ 健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等 ・ がん検診事業
こころの健康づくりの推進	・ 心の健康相談、心の健康づくり教室の開催、講演会の実施等
地域ぐるみの健康づくりの推進	・ 健康づくり推進員活動、ヘルスボランティア地域活動等
食育の推進	・ 栄養改善教室の開催、食生活改善推進員の養成
健康危機への対策	・ 定期予防接種

13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる

② 医療体制・医療制度の充実

※1

医療法 31 条に規定されている病院(高岡市内では、厚生連高岡病院、高岡市民病院、JCHO 高岡ふしき病院、済生会高岡病院)

※2

先進的な医療機器を用い、高度な医療技術と知識をもって医療を提供すること。

※3

多額の資金を要し採算性が低い医療分野ではあるが、住民にとって必要不可欠であることから、なくてはならない医療のこと。

※4

休日における医療と入院を必要としない軽症患者等に対応するため、急患医療センターが診療しない科目について、医療機関が交替で診療を行うこと。

※5

休日及び夜間における入院加療を必要とする中等症、重症救急患者の受入れ先として、各医療圏ごとに病院が交替で診療を行うこと。

※6

重症な状態にある患者を中心に入院加療や手術、検査などを専門的に行う医療のこと。

現状と課題

- 安心して健やかに暮らせるよう、救急医療・高度医療の充実を求める市民意識が高まっています。市内の医療機関が連携し、地域医療体制を一層充実していくことが必要です。
- 高岡市民病院は、県西部北地域の基幹病院として、良質で信頼される医療の継続的提供に努め、医療提供体制の充実を図っていくことが重要な課題です。
- 少子高齢社会が進展する中、将来にわたり持続可能な医療保険制度の運営が求められています。

施策の展開

地域医療体制の充実

- 富山県医療計画に基づき、公的病院^{※1}や民間医療機関、関係機関等と連携しながら、一般の医療機関において対応が困難な高度医療^{※2}、救急医療や不採算医療^{※3}の実施や、医師や看護師等の人材確保の支援など地域医療体制の充実に努めます。
- 急患医療センターの円滑な運営に努めます。また、在宅当番医制^{※4}や病院群輪番制^{※5}など地域の医療機関と連携するなど救急体制の充実を図ります。

高岡市民病院の医療提供体制の充実

- 医療の高度化・多様化に対応し、地域がん診療連携拠点病院の指定のもと急性期医療^{※6}を担う地域の基幹病院として、高度急性期医療の更なる機能強化などによる医療提供体制の充実に努めます。また、安全・安心な医療の提供に努め、患者・家族から信頼される病院づくりを目指すとともに、安定した病院経営基盤の確立に努めます。
- 高岡医療圏内の医療関係機関との地域医療連携を強化し、地域全体の医療の質的向上を図ります。

国民健康保険等の健全運営

- 国民健康保険制度の普及を図るとともに、保険税収入の確保など財政基盤の強化を進め、国民健康保険の健全運営に努めます。また、平成30年度からの財政運営の都道府県化にあたり、安定的で効率的な事業運営が確保されるよ

う県との連携を図ります。

○後期高齢者医療制度が円滑に運営できるよう、富山県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の医療の確保に努めます。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
市民病院と地域医療機関等との患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 31% 逆紹介率 43%	紹介率 50% 逆紹介率 70%

主な事業	
地域医療体制の充実	・在宅当番医制の運営支援 ・病院群輪番制病院の運営支援 ・公的病院の救急医療体制の充実に対する支援 ・産科医等確保に対する支援 ・急患医療センターの運営
高岡市民病院の医療提供体制の充実	・病院の機能強化 ・医師、研修医の確保 ・地域医療の連携強化
国民健康保険等の健全運営	・後期高齢者の医療対策 ・特定健診・特定保健指導

14 地域の人々の手で環境が守られている

① 環境保全意識の高揚

現状と課題

- 地球温暖化や酸性雨、海洋汚染など地球環境問題は、人類をはじめ地球上の全ての生物に深刻な影響を及ぼす問題となっています。
- 社会経済活動や日常生活のあり方が、環境に過大な負荷を与えていることについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動に自主的に取り組む意欲や行動力を高める必要があります。
- 国定公園雨晴海岸や緑に囲まれた二上山や西山丘陵などの豊かな自然環境を守り育てるため、市民や市民活動団体、事業者、地域、学校の連携による環境学習や環境教育に取り組む必要があります。

施策の展開

環境共生の推進

- 地球環境にも配慮した持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指し、高岡の水と緑豊かな自然を守り育て、自然との共生を図りながら、資源や廃棄物のリサイクル、エネルギーの効率的な利用や自然エネルギーの活用などの取り組みを推進します。

環境保全意識の高揚

- 市民、事業者、行政がそれぞれ環境問題に対する理解と認識を深め、自らの手で環境を保全しようとする意識を醸成することにより、自然保護と環境保全意識の高揚を図ります。

環境学習の充実

- 環境問題について、市民全体で取り組んでいくことができるよう、環境教室や啓発イベントの開催、パンフレットの配布などの普及啓発や情報提供、こどもエコクラブ※¹の支援を行い、環境に対する意識改革の推進を図ります。

※¹
次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
住宅用太陽光発電の能力合計	5,138kw	8,000kw
こどもエコクラブ数	21 園/年	33 園/年

主な事業	
環境共生の推進	・ 再生可能エネルギーの利用促進
環境学習の充実	・ 環境啓発及び環境教室の開催

14 地域の人々の手で環境が守られている

② 環境保全対策の充実

現状と課題

- 高岡市の公害状況は、公害関係法令による規制等により改善されているものの、大気環境に係る汚染や自動車走行に伴う騒音、ダイオキシン類^{※1}などの有害化学物質への対応などに的確に取り組む必要があります。
- 環境を保全するためには、事業者や市民による自主的、積極的な取り組みが必要です。

施策の展開

環境保全対策の充実

- 公害関係法令、公害防止条例等に基づき、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等についての現況把握と、主な発生源となる工場、事業所の監視・指導体制の充実に努めます。

美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進

- 「高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市が指定する美化重点地区の美化活動や市民等と結ぶ環境美化協定など、市民の自主的な美化活動への支援や普及・啓発活動に努めます。
- 本市の新たな玄関口となった北陸新幹線の新高岡駅周辺などの環境美化重点地区をはじめとする環境美化協定団体への支援及び地域の環境美化活動の推進に努めます。
- 美しいまちづくり高岡市民連絡会議を中心として、世代や地区を超えた参加を促し、二上山・千保川・高岡古城公園・海岸などの特別清掃を積極的に展開します。

また、海岸漂着ごみについては、地元自治会等が積極的な清掃活動を実施しており、海岸管理者と連携して、今後とも海岸特別清掃など海岸美化活動の一層の促進に努めます。

※1
非常に強い毒性をも
つ有機塩素化合物。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
美化協定団体数	47 団体	55 団体
美化重点地区の美化活動参加者数	16,912 人/年	17,000 人/年

主な事業	
環境保全対策の充実	・ 市内の大気、水質、騒音、振動等の環境監視の実施
美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進	・ 美化活動団体への育成支援、不法投棄の防止活動

③ ごみの減量化・資源化の推進

現状と課題

- ごみの分別及び収集を見直したことにより、市民のごみの分別収集に対する理解が進み、資源化、再生化が図られ、ごみ処理量は減少傾向にあります。
- 循環型社会^{※1}の形成に向けて、市民、事業者、行政が一体となった協働体制で、ごみの発生抑制やリサイクル等による資源の循環的利用等に取り組んでいます。

施策の展開

ごみの発生抑制・再利用の推進

- ごみに対する関心を高めるための環境教育や啓発活動を進めるとともに、市民・事業者が自主的にごみの減量化に取り組むための支援や情報提供を図ります。
- 生ごみ等の減量化を促進し、ごみを作らない・出さない行動の推進を図ります。
- マイバッグ運動、割り箸回収などの住民主導の取り組みの普及・啓発を図ります。

資源の循環的利用の促進

- 経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすための分別やリサイクル方法を構築するとともに、事業者における排出者責任を徹底し、品目別の資源化の推進を図ります。

環境への負荷が少ない処理体制の推進

- 高岡広域エコ・クリーンセンターが稼働したこと、また、ごみの分別・収集や処理方法を見直したことにより、旧環境クリーン工場の解体と、廃棄物受入施設等の再編整備を行います。
- 高齢者等に配慮した対応を図りながら、効率的な収集体制となるよう見直します。
- 災害廃棄物の発生時には、迅速適正な対応を図ります。
- 高岡広域エコ・クリーンセンターにおいては、発生する熱エネルギーを回収し、電気エネルギーとして有効利用に努め、余剰電気は電力会社を通じて売電するとともに、施設周辺の自然環境との調和を図ります。

※1
廃棄物等の発生を抑制し、有用なものを循環資源として利用し、処理できないものだけを廃棄物処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する社会。

まちづくり指標		
指標名	基準値 (H27)	目標値 (H33)
ごみの再生利用率	21.0%	21.0%
ごみの排出量	62,082t	60,130t
埋立ごみ搬入量	7,656t	7,455t

主な事業	
ごみの発生抑制・再利用の推進	・ ごみ減量化・資源化の推進
資源の循環的利用の促進	・ 啓発活動、ごみ自家処理機材購入費用の補助、資源再生品の集団回収等
環境への負荷が少ない処理体制の推進	・ ごみの適正な収集運搬・処理 ・ 新高岡ストックヤードの整備